

甲佐町起業等応援施設管理運営業務（公共  
施設等運営権者及び指定管理者に係る業  
務）及び産業立地・人材養成等業務仕様書

令和 7 年 1 月

甲佐町

## 目次

|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| はじめに                                   | 3   |
| 第1章 甲佐町起業等応援施設管理運営業務委託                 | 4   |
| 1 業務名称                                 |     |
| 2 公共施設等の管理者の名称                         |     |
| 3 事業目的                                 |     |
| 4 事業概要                                 |     |
| (1) 事業方式                               |     |
| (2) 事業者選定                              |     |
| (3) 事業期間等                              |     |
| 5 業務内容                                 | 5   |
| (1) 民間事業者による公共施設等運営権制度における業務           |     |
| ①施設運営に関する業務                            |     |
| 1) レンタルスペース運営業務                        |     |
| i レンタルスペースの利用者募集・誘致                    |     |
| ii 公募プロセスに関するもの                        |     |
| 2) 起業支援施設運営業務                          |     |
| 3) 当該施設を利用する者と地域住民及び来訪者との交流業務          |     |
| 4) 起業家等相互間の連携及び交流業務                    |     |
| i 施設の利用者の事業活動の支援に関する業務                 |     |
| ii 施設の利用者同士を結びつけるイベントなど連携及び交流に関する業務    |     |
| 5) 地元企業連携促進業務                          |     |
| 6) 1)～5)以外の当該施設を拠点としたまちづくり事業           |     |
| 7) その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務            |     |
| i 起業及び事業創出に関する情報の収集及び提供に関する業務          |     |
| ii イベント等の開催                            |     |
| ②維持管理業務                                | 6   |
| 1) 建築物保守管理業務                           |     |
| 2) 建築設備保守管理業務                          |     |
| 3) 敷地内外構等保守管理業務                        |     |
| 4) 清掃業務                                |     |
| 5) 環境衛生管理業務                            |     |
| 6) 什器・備品保守管理業務                         |     |
| 7) 警備保安業務                              |     |
| 8) 修繕業務（※）（建築物及び備品）                    |     |
| ③次期事業者選定に係る業務                          |     |
| 1) 事業選定・募集要項等に関するもの                    |     |
| 2) 実施契約締結に関する支援                        |     |
| 3) 事業継承に関する支援                          |     |
| 4) 優先交渉権者公表に関する支援                      | 6.7 |
| (2) 民間事業者による指定管理者制度における業務              | 7   |
| ①レンタルスペース利用者に係る審査委員会に関する事務             |     |
| ②施設全体の利用許可                             |     |
| (3) 民間事業者における業務                        |     |
| 第2章における産業立地・人材養成等業務                    |     |
| 6 公共施設等の対象施設等の概要                       |     |
| (1)施設本体（甲佐町岩下134番1）                    | 8   |
| (2)駐車場（甲佐町岩下24番地1の一部（「老人いこいの家」駐車場の一部）） | 9   |
| 7 事業者の募集及び選定の方法                        |     |
| (1) 事業者選定のスケジュール（予定）                   |     |
| (2) 事業者選定手続                            | 10  |
| (3) 審査の方法                              |     |
| (4) 事業者を選定しない場合                        |     |
| (5) 事業者の選定における留意事項                     |     |
| (6) 実施方針等に関する意見聴取                      |     |
| (7) 実施方針の変更                            |     |
| (8) 選定結果の公表                            | 11  |

|     |                           |     |    |
|-----|---------------------------|-----|----|
| 8   | 事業者との契約手続等                | ・・・ | 11 |
|     | (1) 契約手続                  |     |    |
|     | (2) 参加資格を欠く行為等があった場合の取り扱い |     |    |
| 9   | 担当課                       |     |    |
| 第2章 | 産業立地・人材養成等業務              | ・・・ | 12 |
| 1   | 業務名称                      |     |    |
| 2   | 業務目的                      |     |    |
| 3   | 契約期間                      | ・・・ | 13 |
| 4   | 業務の内容                     |     |    |
|     | (1) デジタル活用型進出企業誘致業務       |     |    |
|     | ① ターゲット企業の設定              |     |    |
|     | ア 本社所在地                   |     |    |
|     | イ 業種                      |     |    |
|     | ウ 会社等の規模                  |     |    |
|     | エ その他                     |     |    |
|     | ② リード獲得（フォームマーケティング）      |     |    |
|     | ア 抽出方法                    |     |    |
|     | イ アンケート結果報告               | ・・・ | 14 |
|     | ウ その他                     |     |    |
|     | ③ 企業と本町とのアポイント等           |     |    |
|     | ア 面談                      |     |    |
|     | イ 視察ツアー                   |     |    |
|     | ④ スケジュール                  |     |    |
|     | ⑤ 町との協議                   |     |    |
|     | ⑥ その他                     | ・・・ | 15 |
|     | (2) デジタル人材養成業務            |     |    |
|     | ① 対象                      |     |    |
|     | ② セミナーの企画・開催              |     |    |
|     | ア 企画内容                    |     |    |
|     | イ カリキュラム                  |     |    |
|     | ウ 講師等                     |     |    |
|     | エ 手法等                     |     |    |
|     | オ 交流等                     | ・・・ | 16 |
|     | ③ 受講者管理                   |     |    |
|     | ア 受講者                     |     |    |
|     | イ 募集等                     |     |    |
|     | ウ 受講料                     |     |    |
|     | エ 受講者の要件                  | ・・・ | 17 |
|     | ④ セミナーの周知                 | ・・・ | 17 |
|     | ⑤ 効果測定                    |     |    |
|     | ⑥ セミナー修了者の就業支援            |     |    |
|     | ⑦ その他                     |     |    |
| 5   | 事業者の募集及び選定の方法             |     |    |
|     | (1) 事業者選定のスケジュール（予定）      |     |    |
|     | (2) 事業者選定手続               | ・・・ | 18 |
|     | (3) 審査の方法                 |     |    |
|     | (4) 事業者を選定しない場合           |     |    |
|     | (5) 事業者の選定における留意事項        | ・・・ | 19 |
|     | (6) 選定結果の公表               |     |    |
| 6   | 事業者との契約手続等                |     |    |
| 7   | 担当課                       |     |    |
| 第3章 | 留意事項                      | ・・・ | 20 |
| 1   | 企画提案について                  |     |    |
| 2   | 帳票類・証票類の管理について            |     |    |
| 3   | 個人情報の取扱いについて              |     |    |
| 4   | 業務の再委託                    |     |    |
| 5   | 業務成果の帰属等                  |     |    |
|     | (1) 取得財産及び著作権の帰属          |     |    |
|     | (2) 著作権等の処理               |     |    |

本町では 2020 年度に今後 10 年間を見据えた第 7 次甲佐町総合計画を策定しています。全国的にも人口減少、少子高齢化が加速する中で、本町も例外ではなく、人口の減少、少子高齢化が進むと見込んでいます。2020 年の国勢調査結果によると、本町の総人口は 10,132 人となっており、2015 年と比較すると 585 人（△5.46%）減少となっており、県平均の△2.7%を下回っている状況です。また、高齢化率も 9.4%増加し、39.4%と人口の約 4 割が高齢者となっています。さらに、2020 年以降の人口推移に目を向けると、2020 年時点の人口が 25 年後の 2045 年には、約 7,421 人まで落ち込むことが予測されています。

この人口の減少幅を小さくするとともに、定住人口だけでなく、関係人口も「人口」と位置付けた人口増対策により、さらなるまちの活性化を図っていく必要があります。そのため、甲佐町第 7 次総合計画では「人口増によるまちの活性化と未来へつなぐまちづくり」を共通のキーワードとして、「①地域資源を生かし、活力あふれ、にぎわうまち」、「②自然と共生し、安全・安心・快適に暮らせるまち」、「③人を育み、交流するまち」、「④みんなで協働してつくるまち」の 4 つを将来像として設定しています。

その中でも「①地域資源を生かし、活力あふれ、にぎわうまち」の実現に向け、起業家又は新たな分野へ進出する事業者等（以下「起業家等」という。）の事業展開を推進することにより、町内及び町外からの雇用を増やすとともに、関係人口の増加につなげ、地域経済の活性化及び持続可能性の推進、地域産業の発展など地域振興につながる環境づくりを行います。

さらに、本町にある地域資源及び自然環境の強みを生かし、起業家等を誘致し、起業家等間の連携、起業家等と地元起業家間の連携、地元企業等どうしの連携によるイノベーションを創造する。

また、町内における人材養成や就業に係る受け皿確保、地元企業の DX 化を推進することで、地元企業の生産性の向上を含め地域経済の活性化を図ります。

## 第1章 甲佐町起業等応援施設管理運営業務

### 1 業務名称

甲佐町起業等応援施設管理運営業務（以下「第1業務」という。）

### 2 公共施設等の管理者の名称

甲佐町 代表者 甲佐町長 甲斐高士

### 3 事業目的

甲佐町に、起業又は新たな分野へ進出する事業者を促進し、「地域活力の創造を図り、地域経済及び地域産業の発展」など地域振興に寄与することを目的として、甲佐町が「甲佐町起業等応援施設」（以下「施設」という。）を設置する。

甲佐町では、本施設を、熊本県においても推進している、新しいビジネスモデルを追求し短期間での成長を目指す企業（いわゆる「スタートアップ企業」）を含め、本町にない新たな分野に挑戦する事業者等が本町への進出するスタートポイントとなることを期待し、ここを拠点に、本町のさまざまな地域課題解決に向け取り組んでいただくことで、新たな産業連携拠点となることを目指す。

なお、甲佐町は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップ、公民連携のもとで、事業を効率的・効果的に推進し、実効性を高めるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業に取り組むこととし、あわせて地方自治法に基づく指定管理者制度を併用することによって第1業務の運営等を民間事業者により実施する。

### 4 事業概要

#### (1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づく公共施設等運営権制度及び地方自治法に基づく指定管理者制度を併用し実施する。

#### (2) 事業者選定

PFI法に基づく本事業の公共施設等運営権者及び地方自治法に基づく指定管理者の双方を併用する民間事業者（以下「運営事業者」という。）を選定する。

#### (3) 事業期間等

本事業の契約期間は、町と運営事業者が実施契約を締結した日から令和12年（年）3月31日までとし、事業期間及び運営権の存続期間、並びに指定管理期間は、運営権設定日から令和12年（2030年）3月31日までとする。

## 5 業務内容

本事業の内容は、次のとおりとするが、本仕様書に記載のないものについては、別添の「甲佐町起業等支援施設運営事業 実施方針」（令和6年12月23日 熊本県甲佐町（地域振興課）発出）（以下「実施方針」という。）によるものとする。

なお、本事業について令和12年4月以降の継続的な実施にあたり、適正かつ確実に推進するため、適正かつ確実に推進するため、財務、税務、法務、不動産、技術等専門知識の提供、実施方針の公表、民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、優先交渉権者の選定、実施契約書の締結、事業継承等に係る一連の支援を実施することとする。

### （1）民間事業者による公共施設等運営権制度における業務

#### ① 施設全体の運営に関する業務

##### 1) レンタルスペース運営業務

- i レンタルスペースの使用者募集・誘致
- ii 公募プロセスに関するもの
  - ・ 公募プロセス全般の日程作成及び管理
  - ・ 公募参加者への連絡・日程調整等の事務局運営
  - ・ 各種開示資料の開示（開示手段の検討・準備及び情報管理を含む）
  - ・ 公募参加者からの質問等の整理、質問への回答案の作成
  - ・ 本町と公募参加者との競争的対話への参加、対話メモの作成、議事録確認
  - ・ 競争的対話等の結果に基づく募集要項等の修正支案の作成

##### 2) 起業支援施設運営業務

##### 3) 当該施設を使用する者と地域住民及び来訪者との交流業務

##### 4) 起業家等相互間の連携及び交流業務

- i 施設の使用者の事業活動の支援に関する業務
- ii 施設の使用者同士を結びつけるイベントなど連携及び交流に関する業務

##### 5) 地元企業連携促進業務

- ・ 施設の使用者と地域住民、地元企業及び来訪者との交流に関する業務

##### 6) 1) ～5) 以外の当該施設を拠点としたまちづくり事業

- ・ 交流を主体としたまちづくり支援に関する業務

##### 7) その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

- i 起業及び事業創出に関する情報の収集及び提供に関する業務
- ii イベント等の開催

本施設を拠点としたにぎわいを創出するセミナー、イベント  
（2か月に1回程度以上開催）

## ② 維持管理業務

- 1) 建築物保守管理業務
- 2) 建築設備保守管理業務
- 3) 敷地内外構等保守管理業務
- 4) 清掃業務
- 5) 環境衛生管理業務
- 6) 什器・備品保守管理業務
- 7) 警備保安業務
- 8) 修繕業務（※）（建築物及び備品）

（※）建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

## ③ 次期事業者選定に係る業務

### 1) 事業選定・募集要項等に関するもの

- ・ 募集要項の作成支援
- ・ 実施契約書（案）の作成支援
- ・ 基本協定書（案）の作成支援
- ・ 要求水準書（案）の作成支援
- ・ モニタリング計画書（案）の作成支援
- ・ 優先交渉権者選定基準の作成支援
- ・ 様式集及び記載要領の作成支援
- ・ 募集要項等に関する民間事業者向け説明会の開催支援
- ・ 審査結果公表に向けた資料（審査講評）の作成支援

### 2) 実施契約締結に関する支援

令和12年4月以降の運営に関して、選定された優先交渉権者の提案を踏まえ、実施契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書（案）、及びモニタリング計画書（案）の作成支援

### 3) 事業継承に関する支援

- ・ 事業継承に係る日程の検討及び管理
- ・ 事業継承に必要となる、運営権設定対象施設、譲渡対象資産、運営権者が引き継ぐ許認可
- ・ 協定等に関する情報更新
- ・ 本町と運営権者へ融資を行う金融機関との間で直接協定を締結する場合における、直接協定書（案）の作成
- ・ その他、事業承継に係る運営権者との協議支援

### 4) 優先交渉権者公表に関する支援

- ・優先交渉権者の提案に基づく審査

## (2) 民間事業者による指定管理者制度における業務

### ① レンタルスペース入居者に係る審査委員会に関する事務

施設入居者の選定にあたっては、施設管理者、町職員及び商工会長、肥後銀行甲佐支店長を委員とした「甲佐町起業等応援施設入居者審査会」を開催することとし、以下の事務を行うこと。

- ・ 審査会の日程調整、各審査委員への謝金支払い等の事務局運営
- ・ 各公募参加者から提出された提案審査書類の内容整理・比較検討
- ・ 審査会での議論に用いる資料作成
- ・ 審査会の議事録作成

### ② 施設全体の使用許可

- ・ レンタルスペースについては、①の審査会の意見を参考に使用許可をすること。
- ・ レンタルスペース以外については、指定管理者の権限により使用許可を行うこと。

## (3) 民間事業者における業務

### ① 第2章に掲げる業務

## 6 公共施設等の対象施設等の概要

運営権設定対象施設は次のとおりとする。

なお、施設内に存在する全てのものが運営権設定対象とする。

## (1)施設本体（甲佐町岩下134番1）

|            |                      |           |                      |
|------------|----------------------|-----------|----------------------|
| 建物 1（R101） |                      | 建物 2（102） |                      |
| 構 造        | コンテナハウス              | 構 造       | コンテナハウス              |
| 床 面 積      | 12.045㎡（5.475m×2.2m） | 床 面 積     | 12.045㎡（5.475m×2.2m） |
| 築 年 月      | 令和 7 年 3 月築（予定）      | 築 年 月     | 令和 7 年 3 月築（予定）      |
| 備 考        | 貸オフィス又はテナント          | 備 考       | 貸オフィス又はテナント          |

|            |                     |            |                   |
|------------|---------------------|------------|-------------------|
| 建物 3（R103） |                     | 建物 4（R104） |                   |
| 構 造        | コンテナハウス             | 構 造        | コンテナハウス           |
| 床 面 積      | 12.375㎡（5.5m×2.25m） | 床 面 積      | 12.65㎡（5.5m×2.3m） |
| 築 年 月      | 令和 7 年 3 月築（予定）     | 築 年 月      | 令和 7 年 3 月築（予定）   |
| 備 考        | 貸オフィス又はテナント         | 備 考        | 貸オフィス又はテナント       |

|            |                                   |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|------------|-----------------------------------|
| 建物 5（S101） |                                   | 建物 6（S101） |                                   |
| 構 造        | コンテナハウス                           | 構 造        | コンテナハウス                           |
| 床 面 積      | 12.65㎡（5.5m×2.3m）                 | 床 面 積      | 12.375㎡（5.5m×2.25m）               |
| 築 年 月      | 令和 7 年 3 月築（予定）                   | 築 年 月      | 令和 7 年 3 月築（予定）                   |
| 備 考        | サロンスペース<br>建物 6 とは一室を間仕切りで<br>室分け | 備 考        | サロンスペース<br>建物 5 とは一室を間仕切りで室分<br>け |

|           |                  |           |                                                                                                   |
|-----------|------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建物 7（管理室） |                  | 建物 8（トイレ） |                                                                                                   |
| 構 造       | コンテナハウス          | 構 造       | コンテナハウス                                                                                           |
| 床 面 積     | 12.1㎡（5.5m×2.2m） | 床 面 積     | 12.535㎡（2.3m×5.45m）                                                                               |
| 築 年 月     | 令和 7 年 3 月築（予定）  | 築 年 月     | 令和 7 年 3 月築（予定）                                                                                   |
| 備 考       | 本事業の運営者の入居場所     | 備 考       | 床面積には間仕切り部分を含む。<br>・物置（2.057㎡）<br>（スロップシンク付き）<br>・女トイレ1（2.2㎡）<br>・男トイレ1（2.2㎡）<br>・多機能トイレ1（4.631㎡） |

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| 土地                                            |
| 宅地 511.94㎡                                    |
| 甲佐町大字岩下134番地1                                 |
| ・天然芝張の交流スペース（約100㎡）<br>・2階デッキ（建物3～4の上部）（約63㎡） |

(2)駐車場（甲佐町岩下24番地1の一部（「老人いこいの家」駐車場の一部））

|                  |
|------------------|
| 土地               |
| 宅地               |
| 甲佐町大字岩下24番1の一部   |
| おおよそ187.5㎡（15台分） |

## 7 事業者の募集及び選定の方法

本事業の目的を理解した事業者を、運営権者及び指定管理者として選定するため、基本的な考え方を示した方針に基づき、公募型プロポーザルにより評価を行い、選定した事業者と基本協定を締結したのち、運営権の議会議決を経たうえで、実施契約を締結する。併せて、指定管理者の指定の議決を経たのち、指定管理者と指定管理に係る協定書を締結する。

### (1) 事業者選定のスケジュール（予定）

下線部分が選定に直接関係する部分になる。

| 日程                                           | 内容                                               |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 令和6年12月23日<br>～令和7年1月10日                     | 実施方針の公表及び実施方針に対する意見聴取                            |
| 令和7年1月10日～17日                                | 実施方針の再検討・変更後の実施方針の公表                             |
| 令和7年1月20日                                    | 特定事業の選定・公表                                       |
| <u>令和7年1月20日</u>                             | <u>募集要項の公表</u>                                   |
| <u>令和7年1月20日</u><br><u>～2月3日</u>             | <u>募集要項に関する質問受付及び回答</u>                          |
| <u>令和7年1月29日 13時</u><br><u>令和7年1月30日 13時</u> | <u>現地説明会</u><br><u>※原則、応募業者ごとに実施（1時間程度）</u>      |
| <u>令和7年2月14日 17時</u> <u>〆</u>                | <u>参加表明書受付</u> <u>〆</u> <u>切</u>                 |
| <u>令和7年2月26日 17時</u> <u>〆</u>                | <u>企画提案書の提出期限</u>                                |
| <u>令和7年3月14日 13時（予定）</u>                     | <u>選定委員会での審査及び優先交渉権者の決定</u>                      |
| <u>令和7年3月下旬</u>                              | 基本協定締結（運営権事業・指定管理事業）<br><u>※本事業において「仮契約書」を締結</u> |

|                         |                                                                                                         |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年 4 月中旬            | 運営権設定・指定管理者の指定の臨時議会上程                                                                                   |
| 令和 7 年 4 月下旬            | 運営権者との実施契約締結（議決事項）<br><u>※本事業において本契約を締結</u>                                                             |
| 令和 7 年 4 月下旬            | 運営権・実施契約公表                                                                                              |
| 令和 7 年 4 月下旬            | 運営権の登録・利用料金の届出                                                                                          |
| 令和 7 年 4 月下旬            | 運営準備                                                                                                    |
| <u>令和 7 年 5 月末迄（予定）</u> | <u>事業開始（事業開始の届出）</u><br><u>※本事業については、運営権の登録等を行った後</u><br><u>であれば、上段の運営準備を待たずに事業開始は</u><br><u>可能である。</u> |

## (2) 事業者選定手続

事業者の選定手続きは、「甲佐町起業等応援施設管理運営業務（指定管理者制度及び公共施設等運営権制度に係る業務）及び産業立地・人材養成業務 実施要領」（以下「実施要領」という。）において示す。

## (3) 審査の方法

「甲佐町起業等応援施設公共施設等運営権者及び指定管理者並びに産業立地・人材養成業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、厳正に審査し決定する。

なお、審査基準等について、実施要領において示す。

## (4) 事業者を選定しない場合

事業者の選定の過程において、本事業を P F I 法に基づく公共施設等運営事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## (5) 事業者の選定における留意事項

事業者の選定に当たっては、P F I 法第 7 条の規定に基づく公募により選定した者と基本協定を締結し、実施契約の内容協議を行う。併せて、地方自治法 244 条の 2 の規定に基づく指定管理者制度に係る基本協定を締結する。

なお、この協議において、契約内容について、双方合意がなされなかった場合は、本事業の事業者として決定せず、契約（協定）を締結しない場合がある。

## (6) 実施方針等に関する意見聴取

本事業の内容、契約条件等について、公募型プロポーザル実施要領に盛り込むため、事前に実施方針を公表し、意見聴取を行うものとする。

## (7) 実施方針の変更

町は、実施方針等に関する意見聴取の結果を踏まえ、実施方針を見直し、変更することがある。変更した場合には、事業の選定までに、ホームページ等で速やかに公表する。

(8) 選定結果の公表

事業者を選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せ公表する。

なお、本事業の実施可能性についての評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表する。

8 事業者との契約手続等

(1) 契約手続

町は、事業者と協議を行い、実施契約（PFI 法）及び協定（地方自治法）を締結する。

(2) 参加資格を欠く行為等があった場合の取り扱い

事業者の決定日の翌日から実施契約の締結日までの間、事業者が運営資格を欠く行為等があった場合には、町は、事業者と実施契約を締結しない場合がある。

9 担当課

実施方針に記載のとおり。

## 第2章 産業立地・人材養成等業務

### 1 業務名称

産業立地・人材養成等業務（以下「第2業務」という。）

### 2 業務目的

本町では、少子高齢化、人口減少により地域経済の衰退、地域の魅力低下等の課題を抱えている。特に、将来に渡り持続可能な地域経済を維持するための人材不足が懸念される。人口流出の要因の一つとしては、町内に、若者が就きたい業種、職種、働きたいと思える環境がないことがあげられる。

このため、「第1章」において本町の中心市街地に「起業等応援施設」を整備し、若手を含む起業家及び新たな分野へ進出する事業者等の事業展開等への支援を行う。

また、あわせて、本章において、地域経済の活性化、働き手の地元定着及び活躍できる人材の創出による持続可能性に向け、「産業立地及びデジタル人材養成」について事業を実施するものである。

なお、本町に在る唯一の県立高校「甲佐高校」において、今後の展開として「産業人材育成プログラム」（※）を実施する予定であり、本事業と当該プログラムとの連携も期待するものである。（※町に進出する起業家と連携することで、将来の地域経済社会を担っていく産業人材を育成するプログラム）

まず、「産業立地」として、地方進出に意欲的かつ進出拠点として本町に興味を示す企業を絞り込みマッチングを行うことにより、本町への企業立地を推進し、新たな企業等の流れをつくり、ローカルイノベーションを創出することで、持続可能な地域を目指す。なお、本町においては、これまでにない業種として、若者が魅力を感じる雇用の場の創出としてIT・コンテンツ系企業の企業誘致に力を入れる。

なお、上記の内容を実現するために、本町のPRを行うほか、本町に興味を示す企業と町とのマッチングのための現地視察や、本町職員により企業訪問の実施サポートといった一連の業務を行うなど、総じて企業立地につながる提案を求めるものである。【以下「(1)デジタル活用型進出企業誘致業務」という。】

次に「デジタル人材養成」として、昨今はローコード、ノーコードと呼ばれる高いスキルを必要としないプログラミング技術が普及し、非IT人材が技術を習得することにより個人又は事業所におけるデジタル化を推進する動きが加速している。

本業務は、デジタル技術について専門的見地及び技術を有する者が、町民を対象に適切かつ効果的なデジタル技術の習得に係る支援を行い、「即戦力となるデジタル人材を養成」し、「未来の人材を創出及び定着させる」ことを目的とするものである。「即戦力となるデジタル人材の養成」とは、町民を対象に、企業内でデジタル部門に携われる人材の養成や就労に繋がる人材の養成を意味するほか、デジタルマーケティング分野等で活躍できる人材を養成するためにスキルの習得をサポートすることを意味し、「未来の人材を創出及び定着させる」とは、町内の潜在的な働き手の掘り起こしやキャリア形成を後押し、デジタル人材を地域に定着させ、その

ことにより人材を求める企業の進出を促すことまでを想定しており、総じて、地域経済の循環を図ることを目的とするものである。【以下「(2)デジタル人材養成業務」という。】

### 3 契約期間

契約日から 令和12年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### (1) デジタル活用型進出企業誘致業務

##### ① ターゲット企業の設定

###### ア 本社所在地

甲佐町以外

※東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、福岡県を中心とすることを想定しているが、より有効な所在地があれば提案を妨げるものではない。

###### イ 業種

問わない。

※情報通信業、インターネット関連のソフトウェア業、ゲームやアニメ制作会社、CG製作会社、製造業、機械等修理業、学術・開発研究機関、旅館業などを想定しているが、本町に有効な業種の提案について妨げない。

###### ウ 会社等の規模

問わない。

※従業員50人未満の小規模企業を想定しているが、これに見合わない会社等を妨げるものではない。

###### エ その他

町内で事業展開が見込まれる企業等が望ましい。

##### ② リード獲得（フォームマーケティング）

###### ア 抽出方法

条件に合う企業を6,000社以上の企業ホームページのお問合せフォームにアンケート形式でのマーケティングを行う。

※ただし、上記手法以外で効果的かつ有効的な手法の提案を妨げるものではない。また、上記手法と別の手法を併用するといった独自の提案も妨げない。

(留意事項)

- ・アンケートの実施は、効果的な手法を検討のうえ実施すること。
- ・アンケートは本町の立地環境や新設補助金のPRも必ず行うこと。
- ・アンケートの内容については、本業務の目的達成につなげるため、次の項目の記載を想定しているが、本町と協議のうえ決定すること。

|                        |
|------------------------|
| (項目)                   |
| ・拠点開設の検討状況             |
| ・オフィス等を設置するにあたって重視ポイント |
| ・補助金の活用の有無             |
| ・自治体に求める支援             |

イ アンケート結果報告

アンケートの集計報告については、電子媒体1部を提出すること。

ウ その他

本業務を実施する事業者等の、これまでのノウハウや実績をもとに、創意工夫を凝らし行うこと。

③ 企業と本町とのアポイント等

ア 面談

本町への進出検討企業に対し、面談（リモートも可）を行うほか、町との面談調整を行うこと。なお、町と進出検討企業との面談に当たっては、確実な進出に向けてコーディネートすることし、面談（オンライン可）をセッティングし、面談時に同席すること。

(本町への紹介企業数)

本町への紹介企業の目標数：年間15社以上

イ 視察ツアー

本町への進出検討企業に対し、原則、本町の視察ツアーを実施すること。

(本町への紹介企業数)

本町への紹介企業の目標数：年間5社以上

④ スケジュール

本業務を実施するにあたり、具体的な年間スケジュール、全体スケジュールを提出すること。この場合、必ず本町と協議を行うこと。

⑤ 町との協議

業務着手後、月1回以上の定例ミーティングを実施すること。

ミーティングは、事業の進捗報告の他に、実際に企業を誘致する際に本事業の詳細（活用方法等）の説明を行い、担当職員が理解を深め、自ら誘致ができるようにサポートすること。

⑥ その他

- ア 本業務を実施するにあたっては、これまでのノウハウや実績を用い、目標を達成するために創意工夫を凝らすこと。
- イ 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、甲佐町と協議により処理する。
- ウ 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため、打ち合わせを行うものとする。
- エ 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- オ 本業務の遂行にあたり、町から引き渡された個人情報については、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

(2) デジタル人材養成業務

次に掲げる事項を一体的に行う「デジタル人材養成プログラムの企画・設営・運営」。

① 対象

問わない

※町民が柔軟な働き方で活躍できるスキル習得に向けた支援を実施することを目的とするため、対象を制限するものではない。

② セミナーの企画・開催

ア 企画内容

ネットワークを活用した業務改善や新たなサービスの創出、デジタル関連事業に関する雇用を創出できるよう、デジタル技術に関する基礎知識や業務改善などの活用事例、デジタル化の仕様検討等に要する知識、デジタルを前提とする業務フロー作成やアイデア創出、プログラミングなどのスキル習得及び実践ができる研修を企画すること。

イ カリキュラム

提案者が持つノウハウを活用し、適切な日程や受講内容を検討の上、上記を踏まえた研修のカリキュラムを作成すること。

ウ 講師等

- ・ 原則として、講師はデジタル関連業務に関する実務経験を有する者とする。
- ・ 1 講座あたりの講師・サポートに要する人員については、事業実施期間や受講者のレベル、ニーズなどを考慮し適切な配置とすること。

エ 手法等

- ・ プログラミング学習にあつては、短期間での習得と比較的技術的スキルの高さを要件としない観点からローコード・プログラミング・ツール等を採用することを想定している。

- ・ 座学と実習（ワークショップ等）を組み合わせること。座学については、学習用テキスト等、受講者が自ら振り返り学習ができる手法を取り入れること。
- ・ 学習内容は特定の技能に縛られることなく、今後のIT技術の発展に応じ活かせるものとする。
- ・ 次の想定を行っているが、開催規模も含め、より効果的な手法がある場合の提案を妨げるものではない。

（想定）

(1)「入門講座」

- ・ 開催回数：適宜開催
- ・ 開催時間：1回あたり1～2時間程度

(2)「スキルアップ講座」

- ・ 講座内容：基礎編、実務編、活用編、他  
目的達成のための講座を創意工夫により開催
- ・ 開催回数：全体で20回以上
- ・ 開催時間：1回あたり1～2時間程度

(3)「伴走支援」

- ・ 開催内容：受講生のスキル習得に向けた個々人の伴走支援
- ・ 開催回数：適宜実施
- ・ 開催時間：個人の能力により対応

オ 交流等

- ・ グループワーク等を活用し、受講者のニーズの確認を行うほか、受講者間での意見交換や発表ができることが望ましい。

③ 受講者管理

ア 受講者

- ・ デジタル技術の習得を希望する町民
- ・ デジタル技術の導入検討に向け学習を希望する地元業者

イ 募集等

- ・ 受講者の募集、申込受付、連絡調整等、受講者管理を行うこと。

ウ 受講料

- ・ 研修の受講料は受講しやすい価格とし、事前に町と協議すること

エ 受講者の要件

- ・ 受講者は次のものを想定しているが、下記以外の提案を妨げるものではない。

(想定)

(1) 個人

- ・PC基本操作、表計算ソフト利用が可能な程度のスキルを持つ方
- ・スキルアップによる転職や就労を考えている方

(2) 企業

- ・経営改善、経営革新へ繋がたいと考えている企業の従業員

④ セミナーの周知

- ・講座開催を周知するチラシ等の作成と配布およびWEB等、提案者が考えるあらゆる方法を活用し、講座開催を広く周知し、受講者を募集すること。
- ・町内事業者や町内団体等へ積極的な参加呼びかけを行い、事業効果の最大化を図ること。
- ・その他、詳細な方法については提案によるものとする。

⑤ 効果測定

- ・本業務の効果を測定すること。
- ・本業務に関して、受講者へアンケートを実施すること。
- ・講習後のフォローについては、効果測定を必要とする観点から、受講生による取組みや雇用状況等を確認すること。

⑥ セミナー修了者の就業支援

- ・セミナー修了者の就業活動をサポート、アドバイスを行うこと。

⑦ その他

- ・本業務に伴い、収集・作成したデータは適切に管理すること。
- ・収集・作成したデータを効果測定業務に活用すること。
- ・個人情報の取扱いを適切に行うこと。

5 事業者の募集及び選定の方法

本事業の目的を理解した事業者を、委託事業者として選定するため、基本的な考え方を示した方針に基づき「公募型プロポーザル」により評価を行い、選定した事業者と仮契約書を締結したのち、第1章における運営権の議会議決を経たうえで、実施契約とあわせて本契約書を締結する。

(1) 事業者選定のスケジュール（予定）

本事業のスケジュールは「第1業務」におけるスケジュール（第1章「7事業者の募集及び選定の方法」）と同時期に行うものであり、下線部分が直接関係するものである。

| 日程案                                          | 内容                                                                                |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年12月23日<br>～令和7年1月10日                     | 実施方針の公表及び実施方針に対する意見聴取                                                             |
| 令和7年1月10日～17日                                | 実施方針の再検討・変更後の実施方針の公表                                                              |
| 令和7年1月20日                                    | 特定事業の選定・公表                                                                        |
| <u>令和7年1月20日</u>                             | <u>募集要項の公表</u>                                                                    |
| <u>令和7年1月20日</u><br><u>～2月3日</u>             | <u>募集要項に関する質問受付及び回答</u>                                                           |
| <u>令和7年1月29日 13時</u><br><u>令和7年1月30日 13時</u> | <u>現地説明会</u><br><u>※原則、応募業者ごとに実施（1時間程度）</u>                                       |
| <u>令和7年2月14日 17時</u> <del>〆</del>            | <u>参加表明書受付</u> <del>〆</del> 切                                                     |
| <u>令和7年2月26日 17時</u> <del>〆</del>            | <u>企画提案書の提出期限</u>                                                                 |
| <u>令和7年3月14日 13時（予定）</u>                     | <u>選定委員会での審査及び優先交渉権者の決定</u>                                                       |
| <u>令和7年3月下旬</u>                              | 基本協定締結（運営権事業・指定管理事業）<br><u>※本事業において「仮契約書」を締結</u>                                  |
| 令和7年4月中旬                                     | 運営権設定・指定管理者の指定の臨時議会上程                                                             |
| 令和7年4月下旬                                     | 運営権者との実施契約締結（議決事項）<br><u>※本事業において本契約を締結</u>                                       |
| 令和7年4月下旬                                     | 運営権・実施契約公表                                                                        |
| 令和7年4月下旬                                     | 運営権の登録・利用料金の届出                                                                    |
| 令和7年4月下旬                                     | 運営準備                                                                              |
| <u>令和7年5月末迄（予定）</u>                          | <u>事業開始（事業開始の届出）</u><br><u>※本事業については、運営権の登録等を行った後であれば、上段の運営準備を待たずに事業開始は可能である。</u> |

(2) 事業者選定手続

事業者の選定手続きは、実施要領において示す。

(3) 審査の方法

- ・ 選定委員会において、厳正に審査し決定する。
- ・ 審査基準等について、実施要領において示す。

(4) 事業者を選定しない場合

- ・ 事業者の選定の過程において、第1業務についてPFI法に基づく公共施設等運営事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業者の選定における留意事項

- ・ 事業者の選定に当たっては、優先交渉権者と仮契約を締結し、契約の内容協議を行う。
- ・ この協議において、契約内容について、双方合意がなされなかった場合は、本事業の事業者として決定せず、契約を締結しない場合がある。

(6) 選定結果の公表

- ・ 事業者を選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せ公表する。
- ・ 第1業務の実施可能性についての評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表する。  
この場合、本事業の実施も行わないこともある。

6 事業者との契約手続等

参加資格を欠く行為等があった場合の取り扱い

仮契約の翌日から本契約までの間、事業者が資格を欠く行為等があった場合には、町は、事業者と契約を締結しない場合がある。

7 担当課

第1章に記載のとおり

## 第3章 留意事項

### 1 企画提案について

本業務の具体的な実施方法については、本仕様書に定めるほか、受託者が提出した企画提案書を基本として実施し、詳細については本町と協議して決定する。また、提案内容に関し町との協議により変更を求めることがある。

### 2 帳票類・証票類の管理について

第1及び第2業務（以下「両業務」という。）開始以後に発生する経費のうち、両業務の対象となる経費の根拠となる見積書、契約書、請求書等、経費の支出に関連する帳票類・証憑類については、本町からの照会に対応すべく契約期間終了後5年間はこれを整理、保存すること。このため、他の業務との経理を明確にするべく、本業務を実施する者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

なお、両業務に関し会計実地検査等が行われる場合は、受託者はこれに協力すること。

### 3 個人情報の取扱いについて

両業務の実施にあたり収集した個人情報等については、適切な管理のもとに取扱い、両業務の目的以外には使用しないこと。また、個人情報に関する問合せ等の対応については慎重に対応すること。

### 4 業務の再委託

両業務の実施にあたっては、両業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、町とあらかじめ協議すること。

### 5 業務成果の帰属等

#### (1) 取得財産及び著作権の帰属

両業務で取得した全ての財産は、原則として本町に帰属するものとする。また、両業務により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本町へ帰属する。ただし、両業務を実施する者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権はこれを除くものとする。

#### (2) 著作権等の処理

両業務を遂行するにあたり使用する図表やデータ、画像等の第三者の著作権・使用权等の権利については、両業務を実施する者において対応すること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。